

「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2022版対応〕（案）」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方について

- ・意見募集の際に寄せられた御意見・御質問に対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。
- ・とりまとめの都合上、寄せられた御意見は項目ごとに分けた上、適宜集約しています。

通番	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1. 今般改訂案の商品・役務に関する御意見			
1	<p>09類 ノートブック型コンピュータ 〔類似群コード：11C01 11C02〕</p> <p>類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2022版対応〕（案）におきましては、従来通り11C01及び11C02の類似群のみを認定しております。しかしながら、近年では、「Wi-Fi（無線LAN）機能内蔵」のノートブック型コンピュータが主流である点を考慮すると、「11B01（電気通信機械器具）」も付与されるのが妥当かと存じます。</p> <p>現在の審査基準では、店頭においては「ノートブック型コンピュータ」として取引されている物であるにもかかわらず、漏れなく商標権を取得するためには、商標登録出願時に「ノートブック型コンピュータ」の指定商品に加えて「電気通信機械器具」等の2つの商品記載が求められることとなります。この点、取引の実情からかけ離れてしまっているため、一刻も早く改善されるべきと存じます。</p> <p>特に、昨今のリモートワークの普及により、遠隔地にある電子計算機を操作するための通信機器として、ノートブック型コンピュータを利用する機会も増えていることを鑑みると、従来通りの類似群のみの付与では、不十分であり、妥当ではないと思慮致します。</p>	<p>本御意見は、「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2022版対応〕（案）」（以下、類似基準という。）の参考情報として掲載している「商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表」（以下、国際分類表という。）の、第9類「ノートブック型コンピュータ（laptop computers/ notebook computers）」（11C01）の類似群コードに対する御意見として承りました。※御意見では類似群コードは11C01及び11C02の二つとされていますが、当該商品は11C01のみとなります。</p> <p>「ノートブック型コンピュータ」には、御意見のように通信機能を有する商品が存在するところですが、当該商品は、あくまでコンピュータの一種として生産、販売等されている商品と考えられますので、11B01の付与は不要と考えます。</p> <p>頂いた御意見に関しましては、今後の参考にさせていただきます。</p>	個人
2	<p>24類 タオル 〔類似群コード：17B01〕</p> <p>一般的に「タオル」には、紙製のものも含まれると理解されるため、「タオル」という商品表示には国際分類上16類に属すると認められている「紙製タオル」も含まれているとの誤解が生じます。したがって、「タオル」は不採用とし、「タオル（紙製ものを除く。）」等のより明確な表示に改められるべきと思慮致します。</p>	<p>我が国は、「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」の加盟国であり、商品及び役務の区分については、国際分類に即したものである必要があります。</p> <p>本御意見の商品「タオル」が属する、国際分類表の第24類類別表には、「主として、織物及び家庭用織物製カバーを含む。」と明示されています。</p> <p>また、類似基準において、「タオル」は、第24類「布製身の回り品」の下位概念に属する商品として整理されています。したがって、第24類「タオル」に「紙製タオル」は含まれないものですから、第24類「タオル」の表示変更は不要と考えます。</p> <p>頂いた御意見に関しましては、今後の参考にさせていただきます。</p>	個人
3	<p>25類 被服 〔類似群コード：17A01 17A02 17A03 17A04 17A07〕</p> <p>一般的に「被服」とは、「身体に着用するもの」（以下のサイト〔1〕を参照）を意味するものであり、その下位概念として、「布製幼児用おしめ」が含まれると理解されます。</p> <p>しかしながら、現在の類似商品・役務審査基準において「布製幼児用おしめ」は、第5類の「おむつ」に属すると考えられるところ、25類には属しないと理解するのが妥当かと存じます。</p> <p>したがって、第25類以外の区分に属する商品が含まれる「被服」の表現はもはや不適切であり、例えば、「被服（おむつものを除く。）」等のより権利範囲が明確となる表示に改めるべきであると思慮致します。</p> <p>〔1〕 https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%A2%AB%E6%9C%8D</p>	<p>国際分類表の第5類類別表には、「この類には、特に、次の商品を含む」として、「乳児用及び失禁用おむつ」が明示されています。</p> <p>また、類似基準においても、「おむつ」は、第5類に属する商品であって、第25類「被服」の下位概念に属さない商品として整理されています。</p> <p>したがって、第25類「被服」に「おむつ」は含まれないものですから、第25類「被服」の表示変更は不要と考えます。</p> <p>頂いた御意見に関しましては、今後の参考にさせていただきます。</p>	個人

4	<p>25類 Braces [suspenders] for clothing (ズボンつり) [類似群コード: 21A01]</p> <p>類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2022版対応〕(案) 変更点一覧におきまして、「ズボンつり」の参考訳が変更となっておりますが、変更後の訳である「Braces [suspenders] for clothing」は「被服用サスペンダー」を意味します。「Braces [suspenders] for trousers」等のより日本語の表現に近い表現に改められるべきであると思慮致します。</p>	<p>基準表示「ズボンつり」の参考訳は、国際分類表の表示「braces [suspenders] for clothing ズボンつり」と平仄を合わせる関係から変更したため、更なる参考訳の修正は不要と考えます。</p>	個人
5	<p>25類 靴類 [類似群コード: 22A01]</p> <p>類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2022版対応〕(案) におきまして、靴類には22A01の類似群のみが付与され、「24C01」、「24C02」並びに「24C04」は含まれていないことから、「運動用特殊靴」は含まれないと考えられます。</p> <p>しかしながら、一般的に「靴類」といった場合、スパイク(サッカー、野球等に用いられる靴底に突起物のある靴)等の専らスポーツに使用される「運動用特殊靴」を含むと理解されております。(以下のサイト参照)</p> <p>したがって、「靴類」は下位概念として「運動用特殊靴」が含まれると理解されるべきであって、「運動用特殊靴」の類似群が付与されるべきであると思慮致します。</p> <p>なお、日常の歩行又は身飾目的で用いる「靴類」と「運動用特殊靴」を明白に区別する商品表示が必要であれば、権利範囲の誤認を生じさせる「靴類」は不採用とし、「靴類(運動用のものを除く。)」等のより明確な表示のみ採用したほうがよろしいかと存じます。個人的には、「靴類(運動用のものを除く。)」及び「運動用特殊靴」はいずれもNICE分類上25類に属することは明白であるので、両方の商品を含む上位概念として「靴類」を位置づけるべきと思慮致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● https://www.city.nagano.nagano.jp/site/kateigomi/413575.html ● https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/23/1042.html ● https://www.city.nichinan.lg.jp/main/data/%E3%81%94%E3%81%BF%E8%BE%9E%E5%85%B8H29.4%E%BD%9E%E%BC%8850%E9%9F%B3%E5%88%A5%E%BC%89.pdf (p.25) ● https://ecohitz-nagano.ekankyo21.com/common/pdf/ukeire.pdf (p. 2) 	<p>商標法施行規則別表(以下、省令別表という。)及び類似基準の第25類において、人が足につけて歩くものは、主に日常歩行の際に使用される「履物」と、専らスポーツをする際に限って使用する「運動用特殊靴」として、それぞれ整理されています。そして、第25類「靴類」は、第25類「履物」の下位概念に属する商品として整理されています。</p> <p>したがって、前記「靴類」に「運動用特殊靴」が含まれないことが整理されていますから、「靴類」の修正は不要と考えます。</p> <p>頂いた御意見に関しましては、今後の参考にさせていただきます。</p>	個人
6	<p>40類 Rental of generators (発電機の貸与) [類似群コード: 42X13]</p> <p>類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2022版対応〕(案) の第40類におきましては、「発電機の貸与」の英訳として、「Rental of generators」を掲載していますが、「Rental of electricity generators」等のより日本語の表現に即した訳の記載を提案いたします。英語の「generators」は、「蒸気発生機」、「食品製造機」、「熱発生機」等、幅広い「生産機」の意味を持つ単語であるため、「発電機」以外の機会の貸与が含まれているとの誤解を与えかねません。</p>	<p>本御意見に関しては、御指摘を踏まえ、「発電機の貸与」の英訳を「rental of electricity generators」に変更いたします。</p>	個人

7	<p>40類 印刷用機械器具の貸与 [類似群コード：42X18]</p> <p>類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2022版対応〕（案）の第40類におきましては、「印刷用機械器具の貸与」が記載されています。しかしながら、「複写機・プリンタ・ワードプロセッサ又はこれらに準ずる事務用機器の貸与」は35類に、「電子計算機用インクジェットプリンタの貸与」は42類に属します。40類以外に属している印刷機の貸与役務があることを考慮して、例えば「印刷用機械器具（事務用機器及びインクジェットプリンタを除く）の貸与」等の表示に改めるべきであると思慮致します。</p>	<p>省令別表において、「役務の提供の用に供される物品の貸与は、当該役務と同一の類に分類する。」（省令別表備考の（七））とされているところ、第40類には「印刷」が含まれることから、印刷サービスを行う者による「印刷用機械器具の貸与」は第40類に分類されております。</p> <p>他方、第35類には、ワードプロセッサによる文章の作成等が含まれることから、「複写機・プリンタ・ワードプロセッサ又はこれらに準ずる事務用機器の貸与」は第35類に、第42類には、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守サービス等が含まれることから、「電子計算機用インクジェットプリンタの貸与」は第42類に属すると思えます。</p> <p>したがって、第40類「印刷用機械器具の貸与」の「印刷用機械器具」には、「複写機・プリンタ・ワードプロセッサ又はこれらに準ずる事務用機器」や「電子計算機用インクジェットプリンタ」は含まれていないため、表示の変更は不要と思えます。</p> <p>頂いた御意見に関しましては、今後の参考にさせていただきます。</p>	個人
8	<p>「（参考1）類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2022版対応〕（案）変更点一覧」4ページ「たぼ留め」の「訳」が「tabodome [hair pins for fixing back-hairpieces for use in Japanese hair styling]」と、さすがに長すぎる。</p> <p>それに「たぼ留め」なんて言葉は使わない。</p> <p>実際に「たぼ留め」で検索をすると、「ダボ留め」の間違いだと思認識して「ダボ留め」の結果が表示される。</p>	<p>御指摘の商品に関しては、下記参考情報からも、第26類「頭飾品」の下位概念である日本独自の商品として存在することから、より明確な表示にするための英訳になっています。</p> <p>類似基準に商品表示例を多く掲載することで、ユーザーの利便性向上が図られていると考えられますが、本件商品は、御指摘のとおり、現在において商取引が少ない商品と考えられます。業界団体等の御意見も伺いながら、表示削除の可能性等について、今後の検討事項とさせていただきます。</p> <p><参考> 「髷留とは - コトバンク」のウェブサイト 「デジタル大辞泉『髷留』の解説」の見出しの下、「たぼ-どめ【髷留（め）】髷の毛が乱れないように、挟んでおく金属や鬘甲（べっこう）の留めピン。つとばさみ。」との記載があります。【出典：株式会社 小学館 デジタル大辞泉】 https://kotobank.jp/word/%E9%AB%B1%E7%95%99-562641</p>	個人
9	<p>異論ありませんが、「結婚又は交際を希望する者へのパートナーの紹介」については、参考訳は以前からパートナーと訳されていましたが、今回「異性」から「パートナー」に変更された経緯をお知らせください。</p>	<p>省令別表及び類似基準に掲載の商品及び役務の表示については、個々の商品及び役務に関連する商取引の実情や経済界の現状に即応して見直しを行っており、広く商標制度のユーザーの利益に資するように努めています。</p> <p>昨今、異性に限らずパートナーを紹介するサービスが提供されている取引の実情を踏まえ、省令別表及び類似基準掲載の「結婚又は交際を希望する者への異性の紹介」の表示を「結婚又は交際を希望する者へのパートナーの紹介」へと変更することといたしました。</p>	個人
10	<p>現在、ニース国際分類中第30類「ミューズリー（muesli）」の表示は日本において不採用となっておりますが、下記の貴庁補正案の日本語訳を当てて、採用することを希望します。（英語「muesli」は修正等なし）</p> <p>第30類muesli（固有番号：300177）「加工された穀物・ナッツ及び乾燥果実を主原料とする穀物食」</p>	<p>本御意見に関する国際表示「muesli」は、これまで日本において不採用としておりますが、ご指摘を踏まえ、採用可否について今後の検討事項とさせていただきます。</p>	団体
11	<p>審査基準の技術的修正等及び商品・役務の追加・表示変更等に賛成いたします。</p>	<p>本案の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	団体

2. 今般改訂案以外の商品・役務に関する御意見			
1	<p>35類「～〇～事務の代理」及び「～〇～事務の代行」の英訳 [類似群コード：－] 英訳に事務行為以外の主たる役務が含まれている不適切な表現が多く記載されています。例えば、「オンラインによる受注事務の代行」は、「on-line ordering services」として訳されていますが、英語の意味するところは「オンラインでの発注サービス」であるところ、役務が事務代行の範疇を超えて「オンラインでの発注手段を提供する役務」まで含まれている表現となっています。 誤解を招く英訳表現を「Office work assistance for on-line ordering」等の役務範囲が明確に事務の代行に限定されたことがわかる表示に改めるべきであると存じます。</p>	<p>本御意見に関しては、今回の意見募集対象外の公表表示（J-PlatPatにおいて公表されている表示）に関する御意見として承りました。御意見を踏まえて今後検討させていただきます。</p>	個人
2	<p>39類 宅配用ロッカーの貸与 [類似群コード：39Z99] 商願2004-055290におきましては、「宅配用ロッカーの貸与」が39類の役務として審査採用されましたが、類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2021版〕対応のJ-Platpatでは、「ロッカーの貸与」が43類〔42X28〕に属する表示として審査採用されています。一般的に「宅配用のロッカー」は、「ロッカー」の一種であると考えられるところ、類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2022版対応〕では「宅配用ロッカーの貸与」も43類の役務として改められるべきかと存じます。</p>	<p>本御意見に関しては、今回の意見募集対象外の公表表示（J-PlatPatにおいて公表されている表示）に関する御意見として承りました。御意見を踏まえて今後検討させていただきます。</p>	個人
3	<p>コインランドリーの提供 [類似群コード：－] 類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2021版対応〕におきましては、不採用の役務表現に掲載されていますが、「衣類洗濯乾燥機の提供」、「コイン式乾燥機の貸与及び提供」が37類の役務表示として認められていることを考慮すると、本表示を不採用とするのは不当かと存じます。</p>	<p>本御意見に関しては、今回の意見募集対象外の表示に関する御意見として承りました。御意見を踏まえて今後検討させていただきます。</p>	個人
4	<p>41類 Providing facilities for plays（遊戯場の提供） [類似群コード：41K01] 類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2021版〕対応のJ-Platpatでは、英語訳として「providing facilities for plays」が採用されているが、「providing facilities for plays」は、「演劇のための施設の提供」を意味するところ、役務の内容を混同させるものであります。混同防止の観点から「providing facilities for games」等の表示に改めるべきであると思慮致します。</p>	<p>本御意見に関しては、今回の意見募集対象外の公表表示（J-PlatPatにおいて公表されている表示）に関する御意見として承りました。御意見を踏まえて今後検討させていただきます。</p>	個人
5	<p>近年、類似群の変更、新設等が頻繁に行われるようになり、変更、新設した類似群がどのような商品・役務を区分けするためのものなのかのわかりづらくなっております。「商品及び役務の区分解説〔国際分類第10版対応〕」のように各類似群をどのような趣旨で設け、どのような商品・役務を分類しているのか、明確に示す資料の開示をご検討いただければ幸いです。</p>	<p>本御意見に関しては、意見募集対象外に関する御意見として承りました。御意見を踏まえ、より商品及び役務の分類が明確になるよう、今後の検討事項とさせていただきます。</p>	個人